

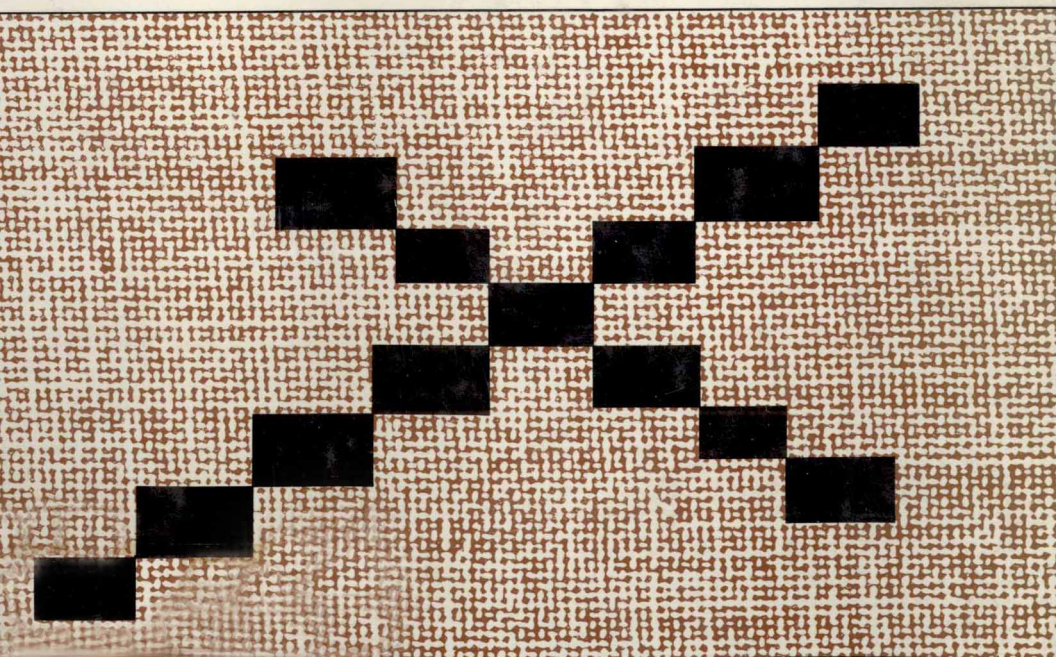
新訂

やさしい会社の作り方

—その手続方法と要点—

原書房

河内博吉著



新訂 やさしい会社の作り方

その手続方法と要点

河内博吉 著

原書房

(著者紹介) 河内博吉 (かわうち・ひろよし)

1911年 島根県松江市生れ
1937年 東京商科大学(現在の一橋大学)卒業
1949年 島根県地方労働委員会公益委員
1952年 いらい, 税理士, ビジネスコンサルタントとして企業の経営改善, 勧告にあたり, また経営セミナーの講師として各地で講演し現在に至る。

専攻 経営管理
著書 やさしい会社のつくり方(原書房刊)
やさしい会社業績の見方(原書房刊)
資金繰りの手びき(同文館刊)
訳書 パール・バック著小説「日中にかける橋」(原書房刊)

現住所 東京都杉並区本天沼2丁目4番8号 〒167
電話 東京 03-396-4643番

1972年12月20日 第1版発行
1973年9月15日 改訂第1版発行
1975年3月11日 新訂第1版発行
1976年7月31日 新訂第5版発行

新訂・やさしい会社のつくり方—その手続方法と要点—

著者 河内博吉

発行者 成瀬 恭

発行所 株式会社 原書房

東京都新宿区新宿一丁目25-13

検印廃止 ©1972 〒160 振替東京5-151594

電話 代表(354) 0685

2034-30690-6945 羽生写真印刷・美成社製本

落丁・乱丁はお取り替えます。

まえがき

株式会社にしても、有限会社にしても、会社の設立手続きは煩雑で、手軽に設立することはむずかしいと通常いわれているところです。殊に株式会社の設立に当っては、実際に払込株金というカネを払込株金取扱銀行が預り、設立登記が終了するまで保管しておき、自由にしてもらえないきまりになっております。大企業は論外としても、中小企業の資金繰りはいつの時代でもきびしいものがありますが、このような財政状態のなかから設立に要する払込株金を都合して、たとえ四、五日あるいは一週間銀行に保管しておくということになるといかなる中小企業にとっても苦しいことに変わりはなく、できる限り速やかにこの払込株金が自由を取戻して、資金繰りに組入れられることを願わない中小企業家はいないものと思います。

本書は会社設立に当り、一日でもあるいはまた一時間でも早く設立手続きを終了する方法とコツを随所に説明しており、迅速簡便な設立方法だけを解説いたしました。したがって本書に掲げた模範書式を、これから設立しようとする会社に当てはめ、文例をそっくりそのまま手本として設立登記書類を作成していけば自動的に会社を設立できるよう手続きの説明に十分意を尽してあります。

本書の構成を述べるとつぎのようになります。

1 新しく会社を設立するための心得

2 会社を設立するための手続方法と要点

3 株式会社のつくり方

4 有限会社のつくり方

なお現在の経済社会で時間と費用の点からあまり用いられることの少ない方法、たとえば株式会社における発起設立のようなケース、あるいはほとんど設立をみない合名会社および合資会社の設立については説明を省略し、もっぱら株式会社の募集設立と有限会社の設立に限定して説明しましたことを一言お断りいたしておきます。

世はまさにベンチャービジネス時代の到来となり、新会社の設立はますます頻繁に行われることと思います。本書がこのような場合に、幾分でもお役に立つならば、著者にとって望外の喜び、これにまさるものではありません。

本書の出版にさいして、ご援助をいただいた原書房編集部 桜 副武氏のご厚意に感謝を捧げます。

昭和 47 年 12 月

河 内 博 吉

新訂版 序文

本書は昭和47年12月に出版されました。そののち商法改正案が示されたのを機会に改訂再版されましたが、改正商法が昭和49年4月2日に公布されたのにもない、ここに全面的改訂を施し新らしい内容をもって江湖に見えることになりました。

なお印紙税法も昭和49年5月1日改正施行されましたので本書の書式にある印紙の金額についても訂正しておきました。

昭和50年3月

河 内 博 吉

目 次

1	新しく会社を設立するための心得	3
1	会社の種類とその利点にはどんなものがあるか	3
(1)	株式会社	3
(2)	有限会社	5
2	個人営業より有利な法人成りとはなにか	6
2	会社を設立するための手続方法と要点	9
1	株式会社の設立手続きはどんな順序ですか	11
(1)	設立方法	11
(2)	定款の作成	12
(3)	定款の認証	13
(4)	設立手続	14
(5)	登 記	15
2	有限会社の設立手続きはどんな順序ですか	16
3	株式会社のつくり方	18
1	発起人会を開く前に何を準備するか	18
2	発起人会に何を準備するか	20
3	定款には何をどう記載するか	22
(1)	はじめに	22
(2)	印紙の貼用	29
(3)	記名捺印、割印、捨印	30
(4)	公証人による定款の認証	34
4	株式募集と創立総会のすすめ方	36

(1) 証券取引法による届出または通知	36
(2) 株主の募集	36
(3) 創立総会	43
(4) 設立登記	53

4

有限会社のつくり方 68

1 現金出資のみの場合のつくり方	66
(1) 社員の協議決定事項	66
(2) 定款の作成	71
(3) 公証人による定款の認証	74
(4) 会社成立前の社員総会	75
(5) 出資の払込み	77
(6) 領収証	78
(7) 就任承諾書	79
(8) 印鑑届書	80
(9) 設立登記委任状	80
(10) 設立登記申請書	81
(11) 設立登記申請書別紙	83
2 現物出資のみの場合のつくり方	86
(1) 社員の協議決定事項	86
(2) 定款の作成	87
(3) 公証人による定款の認証	89
(4) 会社成立前の社員総会	89
(5) 現物出資の給付	89
(6) 就任承諾書	91
(7) 印鑑届書	92
(8) 設立登記委任状	92
(9) 設立登記申請書	92

10) 設立登記申請書別紙	93
3 現金出資と現物出資を同時に併用する場合のつくり方	94
(1) 社員の協議決定事項および定款の作成	94
(2) 公証人による定款の認証	94
(3) 会社成立前の社員総会	94
(4) 出資の払込みおよび現物出資の給付	94
(5) 就任承諾書	96
(6) 印鑑届書	96
(7) 設立登記委任状	96
(8) 設立登記申請書	96
(9) 設立登記申請書別紙	97
追録 株式会社と有限会社との差異	98

附 則

株式会社設立に係る書式

(1) 書式一 発起人会議事録	21
(2) 書式二 閲覧申請書	26
(3) 書式三 株式会社定款	30
(4) 書式四 定款認証用委任状	34
(5) 書式五 株式引受証	37
(6) 書式六 株式申込証	39
(7) 書式七 株金払込催告書	41
(8) 書式八 払込株金保管証明書	42
(9) 書式九 創立総会招集通知書	43
(10) 書式十 創立総会議事録	46
(11) 書式十一 調査報告書	48
(12) 書式十二 取締役会議事録	49
(13) 書式十三 印鑑届書	51
(14) 書式十四 設立登記申請用委任状	52

⑬ 書式十三 印鑑届書	51
⑭ 書式十四 設立登記申請用委任状	52
⑮ 書式十五 設立登記申請書	54
⑯ 書式十六 登録免許税領収証書及び領収証書(控)	55
⑰ 書式十七 設立登記申請書別紙	56, 57, 58, 59
⑱ 書式十八 登記簿謄本申請書	62
⑲ 書式十九 印鑑証明書交付申請書	64

有限会社設立に係る書式

(1) 書式二十 現金出資のみの場合の有限会社定款	72
(2) 書式二十一 定款認証用委任状	75
(3) 書式二十二 会社成立前の社員総会議事録	76
(4) 書式二十三 出資全額の払込みありたることを証する書面	77
(5) 書式二十四 領収証控	77
(6) 書式二十五 領収証	78
(7) 書式二十六 就任承諾書	79
(8) 書式二十七 設立登記申請に係る委任状	81
(9) 書式二十八 現金出資のみの場合の有限会社設立登記申請書	81
(10) 書式二十九 設立登記申請書別紙	84, 85
(11) 書式三十 現物出資のみの場合の有限会社定款	87
(12) 書式三十一 現物出資の給付ありたることを証する書面	90
(13) 書式三十二 現物出資目的物引渡証	91
(14) 書式三十三 就任承諾書	91
(15) 書式三十四 現物出資のみの場合の有限会社設立登記申請書	92
(16) 書式三十五 現金出資と現物出資を同時に併用する場合における、出資 全額の払込みありたることを証する書面	95
(17) 書式三十六 上記の場合における、現物出資の給付ありたることを証す る書面	95
(18) 書式三十七 上記の場合における、現物出資目的物引渡証	96
(19) 書式三十八 上記の場合における、有限会社設立登記申請書	96

やさしい会社のつくり方

——その手続方法と要点——

1 新しく会社を設立するための心得

1 会社の種類とその利点にはどんなものがあるか

法律上認められている会社は、それがよって立つ法律から区別すれば二種類であるということができ、また組織形態からみると五種類となります。いずれの種類の会社の場合も2人以上複数の人の出資によってできた営利法人であります。なおここにいう人とは、自然人および会社などのような法人のことです。

- ① 合名会社、合資会社、株式会社、外国会社の場合は商法に基づいており、
- ② 有限会社の場合は有限会社法に拠っております。

本書では株式会社と有限会社に限って説明することにいたします。

(1) 株式会社

株式会社は少額の出資であろうとも、多数の出資者を集めることが可能であって、巨額の資本を容易に調達することができます。したがって大衆の持っている零細な資本を集めて大企業を経営していくのに都合のよい株式会社制度が用いられることになりました。

株式会社の株主が負う金銭上の責任は、各自の出資額を限度とする、会社に対する出資義務であり、会社債権者に対する責任は会社のみであって、株主は

なんらの責任を負わなくともよいのであります。また株主は出資額に応じて会社の基本的事項を多数決原理による決定に参加するのですが、業務執行権を持たないのであります。それ故に業務の執行は株主総会で選出する取締役に一任するのであります。もし会社の運営に適正を欠き株主の利益がそこなわれるような場合、これを監督し是正する権利を行使することができるだけであります。このように株主は、自己の出資義務を果すだけの資本力を心配するのみでそれ以外の事項、たとえば会社債権者に対する関係、株主相互間の関係、会社自体との関係について一個の人格としての立場は全然といってよいほど無視されていると、いえそうであります。したがって株式会社は企業を経営しようとして集まった人々の集団というよりむしろそれらの人々が出資したカネ、または現物出資財産の集団（物的会社）であって、その会社の基礎はとりもなおさず株主ではなくてそれら株主が出資した財産であります。また株主権が細分化されたものを株式といいます。株式の譲渡は自由に行なうことができます。またこの譲渡を容易におこなえるようにするために有価証券化され、一般に株券といわれているのがこれです。また株主はいつでも株式を譲渡することによって会社より脱退することができます。また反対に少額の出資金さえあれば株式を譲り受けて株主となり、会社に参加できます。このように株式会社では大衆の零細な資金を幅広く集めることができ、失敗する惧れの強い企業でも経営していくことが可能となりました。

会社は株主、債権者のものであるという商法の基本的考え方に基づくのですから株主は会社の所有者に相違ありません。運営は株主総会が選出した取締役に一任するのですが、株主は相互に共同企業者でありますので、このようにして選出された取締役が信頼を失うような行為をした場合、株主はその取締役を解任して、他の者を新たに取締役に選任すればよく、株主相互間の共同企業態勢が崩れ去ることにはなりません。企業形態にも数多くありますが、株式会社形態ほど永久的共同事業を維持し、かつ発展せしめる形態はほかに求めることができないのです。また現行商法中の株式会社法では取締役は株主以外の者で

も選任されれば就任することができますので、株主はその企業に最もふさわしいと思われる者を選任して経営を委すことができます。けれどもこのような選任の方法にも長所もあれば短所もあります。長所といえば、企業の所有者の後継者に適当な人がないような場合にこの方法によって外部から優秀な経営者を求めることができるわけです。短所といえば、この方法によって求められた経営者は業務の執行に当って保身のためか、とかく積極性を欠き、ややともすればその日その日を安易に流していき、いわゆるサラリーマン重役化する惧れが多分にあることであります。なお株式会社はいかなる事業を目的としても営むことができることをひと言つけ加えておきます。

(2) 有限会社

この有限会社というのは、お互いに心を許しあった少数の人々が集まって、比較的小規模な企業を、いわゆる他人を混えずに営むために発明された制度です。この有限会社は株式会社のもつ有限責任という長所と合名会社の特徴である人的信頼関係が組み合わされてできた折衷形態であって、近世の人々が日常の必要を満たすために創造した制度です。

有限会社法は、社員に出資の払込み又は現物出資財産全部の給付をすることを義務づけておりますが、これらの義務を除外して社員は一定の限られた範囲の責任（有限責任）のみを負担します。したがって会社の業務の執行は社員総会で選挙された取締役に一任されます。また有限会社法の精神に鑑み、社員の総数は50名以下に制限され、社員の公募は禁止され、社員の持分を有価証券に表現することは許可されておらず、持分の譲渡は制限され、社員以外の者に譲渡しようとするとき、会社には譲受人を指定することのできる権利が認められております。

株式会社の株主と同じように、有限会社の社員は有限責任を負うのみでありますので会社債権者保護の点では株式会社の場合と同様です。けれども貸借対照表の公告を必要とするか否かの点では、株式会社に比べて幾分緩和されておりますが、それ以外の点では株式会社と同様厳重な監督に服します。

有限会社は元来社員間の人的信頼関係が基調になっておりますので、設立手続き、組織、経営管理、運営方法の点が株式会社の場合に比べて簡素化されているのは当然のことです。

以上のように考えてきますと、小規模企業にとっては有限会社が最も適した企業形態のように思われるのでありますが、実際には、株式会社に集中する傾向にあります。なぜならば中小企業が会社形態を選択する場合に、各種の会社のもっている長所を比較して決定するからであろうと考えられるのであります。まず合名会社ですが、これは有限責任の便益がないので適当な制度とは考えられないのであります。つぎは合資会社です。これは無限責任社員と有限責任社員から構成されなくてはならないという二元的組織であって、複雑であるという点および無限責任社員をおかなくてはならない点から考えれば、これも適当ではないのです。つぎに株式会社と有限会社のどちらを選択すべきものであるかという点では、①株式会社という名称の方が社会的信用が大きいであろうという期待。②有限会社という名称がよくない。③はやや専門的になります。が、有限会社法の条文が多過ぎる、という理由で株式会社形態の方を選択することになるのであります。さらに④として法律的に、たとえば株式会社の設立につき必要とされる最低資本金の定めなどのような障害が存在していないことにも因るもののようであります。

2 個人営業より有利な法人成りとはなにか

株式会社と有限会社のそれぞれの特色・利点は前に述べたとおりであって、株式会社は大規模企業に適しており、有限会社は中小企業に適していると一応理論的にいえますが、現実にはさにあらずでありまして株式会社企業の大半が中小企業であり、なかには個人企業もしくは家内企業的な零細株式会社も相当数存在するのが現状です。これは会社形態をとることにより、個人企業に比較して税金を軽減してもらえするという税法上の取り扱いと、株式会社の設立に当っ

て資本金の最低限度の規定が欠けており、カネの点で簡単に設立することが可能であるという株式会社法の欠陥に基づく結果であることは世間一般が周知しているところです。

上記のように節税のために中小企業が、経営の内容はそのままとしながら個人形態から会社形態に移ったり、新規事業の開始に際して個人営業で十分やってゆけるのに、特に会社形態をとる現象を、法人成りと称しております。

戦後、中小企業の法人成りが盛んに行なわれているわけは、企業課税の大宗である所得課税について、個人企業が法人企業に比べて重課されており、個人企業の経営者の税負担は、法人成りによって確かに軽減されることができ、また軽減されるものと考えられております。その理由は二つあります。

その第一は所得分散の利点を利用できることです。ですから、個人企業を会社形態にするということは、高い税率でとられていた経営者の所得を、安い税率の所得に分離課税にしたのと同様の結果になるのです。

第二は税率の相違です。法人税と所得税の税率を単純に比較することはできませんが、税率の違いで、個人と会社とでは税金に差が出てくるのです。所得が多くなればなるほど会社形態のほうが税金が安く、個人企業は不利です。

たとえば、企業の所得の計算上、個人企業であれば必要経費に計上することができない自分および自分と生計を一にする家族従業員の給料賞与等相当分、あるいは事業の用に供する自己所有の資産の賃貸料相当分など、あるいはまた家族を会社役員もしくは使用人として、あるいは自己所有の資産を会社に賃貸すること等々によって、それぞれの場合報酬、給料もしくは賃借料等に処理し損金に計上することができる結果、その企業段階で捕捉される課税所得金額が、少額となるのです。つぎの段階では自分および家族従業員が受けた給料賞与等相当分が、おのおの所得税法上の給与所得となります。その上各人別に給与所得控除ないし基礎控除等が認められることとなります。つまり財産が分散され、累進税率の適用が緩和されることとなります。この場合資産の賃貸料相当分は自分の不動産収入と考えられ、課税所得金額に加えられるので、一見不